

主な内容

- 除染実施区域・除染方法について……………2
- 除染に関する手続きの流れ……………3
- 住宅の除染測定申込書兼同意書・封筒……………5・6
- 松戸市放射能対策総合計画について……………7
- 放射能に関する基礎知識……………8

発行／松戸市 編集／市民環境本部 環境担当部 放射能対策課
〒271-8588 松戸市根本387-5
☎047-704-3994(放射能対策課直通) FAX 047-704-4020
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp> ✉mckanhou@city.matsudo.chiba.jp

住宅の除染を開始します

除染対象の方は書類の提出をお願いします

7月30日(月)から
受け付け開始

住宅の除染測定申込書兼同意書

(宛先) 松戸市長

I. 放射線量の測定および除染を申し込む住宅について

住宅の種類 集合住宅(分譲) 戸建住宅(持家) 集合住宅(賃貸) 戸建住宅(賃貸)

敷地面積 約 m² 敷地内の設備 集合敷地内のプレイロット(小公園)の有無 有 無 転入日

II. 申込者について

以下の1～3のうち該当する住宅の種類ごとに必要事項をご記入ください

1. 集合住宅(分譲) 管理組合名 (〒) 代表者名 フリガナ 代表者 部屋番号

2. 集合住宅(賃貸) 管理組合名 (〒) 代表者名 フリガナ

3. 戸建住宅(持家) 戸建住宅(賃貸) 住所 (〒) 氏名(法人名) フリガナ

※戸建住宅(持家)や集合住宅における専用庭については、管理規約や賃貸借契約の内容を見て、市が放射線量の測定や除染作業を実施することに支障がないことを確認した上でお申し込みください。

III. 連絡方法・立会可能日について

希望する連絡方法 郵送 FAX Eメール

立会いが可能な曜日 (〒) 月 火 水 木 金 FAX () Eメール ()

IV. 子どもの居住について

(書類提出日時点で) 小学生以下の子どもが居住していますか 居住していない 居住している

子どもの氏名 () 子どもの生年月日 平成 年 月 日

V. 測定や除染方法について気になることがあれば記入してください

同意項目

①以下に記載されている個人情報の取り扱いに同意します。

②放射線量の測定や除染作業のために、住宅の敷地内に、松戸市職員または松戸市が委託した業者が立ち入ることに同意します。

③測定の結果、所定の高さで毎時0.23 μ Sv以上の箇所を、松戸市が委託した業者が除染作業を実施することに同意します。

④同意書提出前確認事項

⑤除染実施区域に該当していますか。(空家ではありませんか)

⑥現在居住している人が異なる場合のみを記入してください(申込者以外に居住者や所有者は、松戸市職員または松戸市が委託した業者が敷地内へ立ち入り、放射線量の測定や除染作業を実施することに同意しています)

⑦住宅の居住者と所有者が異なる場合のみを記入してください(申込者以外に居住者や所有者は、松戸市職員または松戸市が委託した業者が敷地内へ立ち入り、放射線量の測定や除染作業を実施することに同意しています)

本紙に記載した内容に誤りがないことを確認の上、市が実施する放射線量測定および除染について申し込みます。

平成 年 月 日 (自署)

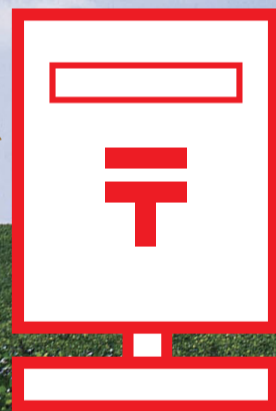
市では、今年1月1日に完全施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、「松戸市除染実施計画(法定計画)」を3月28日に策定しました。この計画では、最終的な除染目標を「主な生活空間の平均的な空間放射線量を毎時0.23 μ Sv(マイクロシーベルト)未満とすること」としています。

これから民有地における住宅についても、主に国による財政措置の下、市が除染実施主体として、放射線量を測定した上で、その結果に応じて除染を進めていきます。

本号をご確認の上、除染対象となっている方は、本号に折り込まれている様式に必要事項を記入し、郵送してください。

書類の提出後、放射線量を測定し毎時0.23 μ Sv以上の箇所がある場合、あらためて除染します。

詳細は2ページ以降をご覧ください。

専用の封筒を使用の上
郵送

除染の目標

生活空間における平均的な空間放射線量を高さ1m(子どものいる住宅は50cm)で毎時0.23 μ Sv未満とすること

除染の対象

- ①小学生以下の子どものいる住宅
②除染実施区域内の住宅(2ページ参照) } のいずれかに該当する住宅(集合住宅含む)

除染の流れ

- ①書類を受付 → ②現地調査(測定) → ③測定の結果
- 毎時0.23 μ Sv以上の箇所がある場合、あらためて別業者が除染を実施
 - 毎時0.23 μ Sv以上の箇所がない場合、完了(必ず除染作業を実施するわけではありません)

書類提出期間

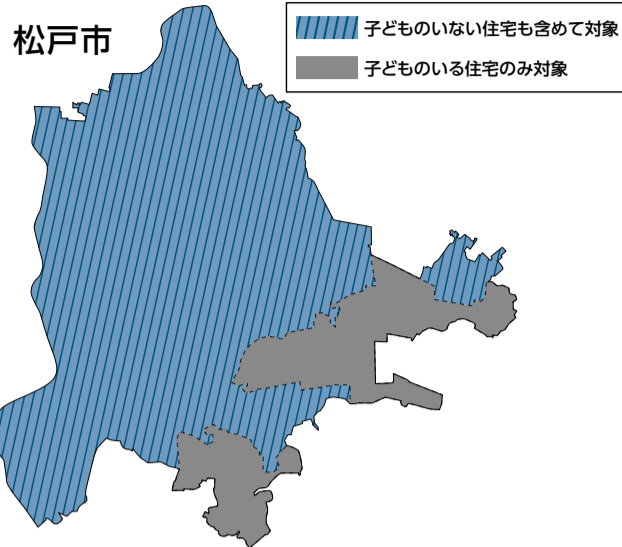
平成24年7月30日(月)～平成24年9月30日(日)

※転入者は平成25年2月28日(木)まで受け付けます(消印有効)。



除染実施区域について

市では、「子どものいる住宅」および「除染実施区域内の住宅」のいずれかに該当する住宅を対象として、除染を進めていきます。除染実施区域とは、調査測定等の結果、国から毎時0.23 μ Sv以上と認められた区域です。除染実施区域に該当する字は以下の表の通りです。



除染実施区域の決め方

除染実施区域については、基本的に^{あざ}字単位で、以下の要件に該当する区域を設定しています。

- ①平成23年9月に文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、高さ1mで毎時0.23 μ Sv以上の区域
- ②市が実施した調査測定※の結果の平均が毎時0.23 μ Sv以上の区域

※調査測定とは…公園緑地、保育所、小学校の運動場等の中央部分の高さ50~100cmの空間放射線量を測定。平成23年5月25日~11月15日に実施(田中新田のみ平成24年2月実施)

除染実施区域に設定されなかった区域は、航空機モニタリングおよび市実施の調査測定の結果、毎時0.23 μ Svを下回り、市内では相対的に空間放射線量が低い地域です。

除染実施区域 (五十音順)										
あ	旭町	幸谷	新松戸	な	仲井町	二十世紀が丘萩町	ま	牧の原		
い	岩瀬	古ヶ崎	新松戸北		中金杉	二十世紀が丘丸山町		松戸		
お	大金平	小金	新松戸東		中根	二十世紀が丘美野里町		松戸新田		
	大橋	小金上総町	新松戸南		中根長津町	ね	根木内	馬橋		
	大谷口	小金きよしヶ丘	せ	千駄堀	中矢切		根本	み	三ヶ月	
か	金ヶ作	小金清志町	た	高柳	中和倉	の	野菊野		緑ヶ丘	
	紙敷	小金原		高柳新田	に	西馬橋	は	八ヶ崎	南花島	
	上本郷	小根本		竹ヶ花(竹ヶ花西町を含む)		西馬橋相川町		八ヶ崎緑町	稔台	
	上矢切	小山	と	常盤平		西馬橋蔵元町	ひ	東平賀	三矢小台	
き	北松戸	胡録台		常盤平陣屋前		西馬橋幸町		東松戸	も	主水新田
く	串崎南町	さ	栄町	常盤平西窪町		西馬橋広手町		日暮	よ	横須賀
	久保平賀		栄町西	常盤平双葉町		二十世紀が丘柿の木町		樋野口		吉井町
	栗ヶ沢	し	七右衛門新田	常盤平松葉町		二十世紀が丘戸山町		平賀	ろ	六高台
	栗山		下矢切	常盤平柳町		二十世紀が丘中松町	ふ	二ツ木(二ツ木二葉町を含む)		六高台西
こ	幸田		新作	殿平賀		二十世紀が丘梨元町	ほ	本町	わ	和名ヶ谷

調査測定の結果が毎時0.23 μ Sv未満の区域(五十音順)

字	平均空間線量	字	平均空間線量		
あ	秋山	0.216	五香六実	0.211	
か	河原塚	0.224	た	高塚新田	0.201
く	串崎新田	0.211		田中新田	0.172
こ	五香	0.221	ま	松飛台	0.211
	五香西	0.209	む	六実	0.211
	五香南	0.221			

(単位:毎時 μ Sv)

※隣接している字を1つの区域として取り扱っている場合があります。

左表の字については、調査測定の結果、区域内の平均空間放射線量が毎時0.23 μ Sv未満となったため、国との協議の結果、特別措置法に基づく除染の対象外の区域となりました。

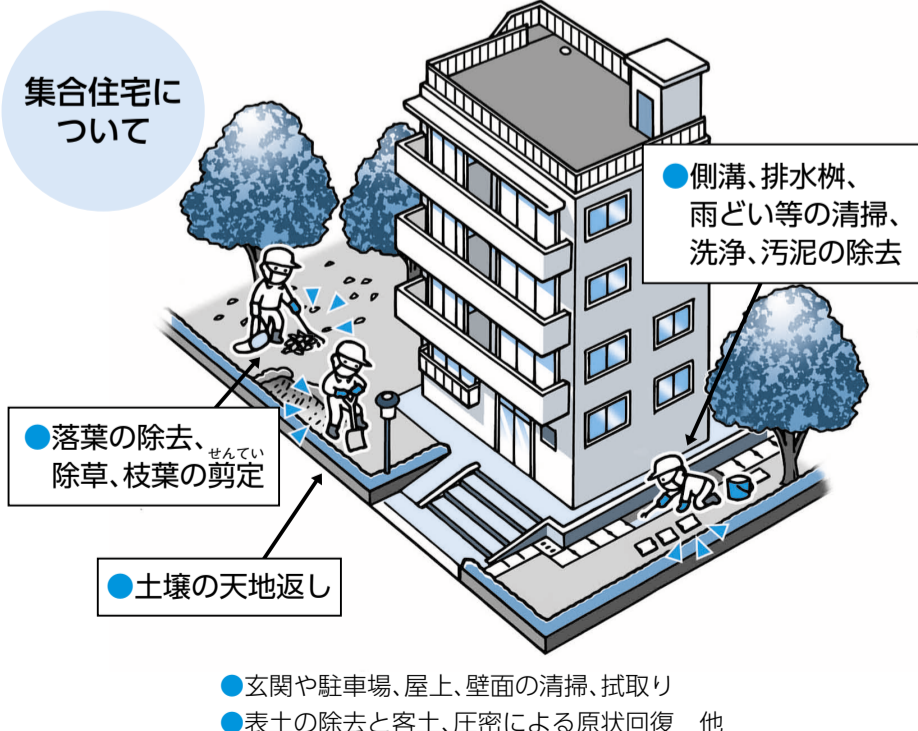
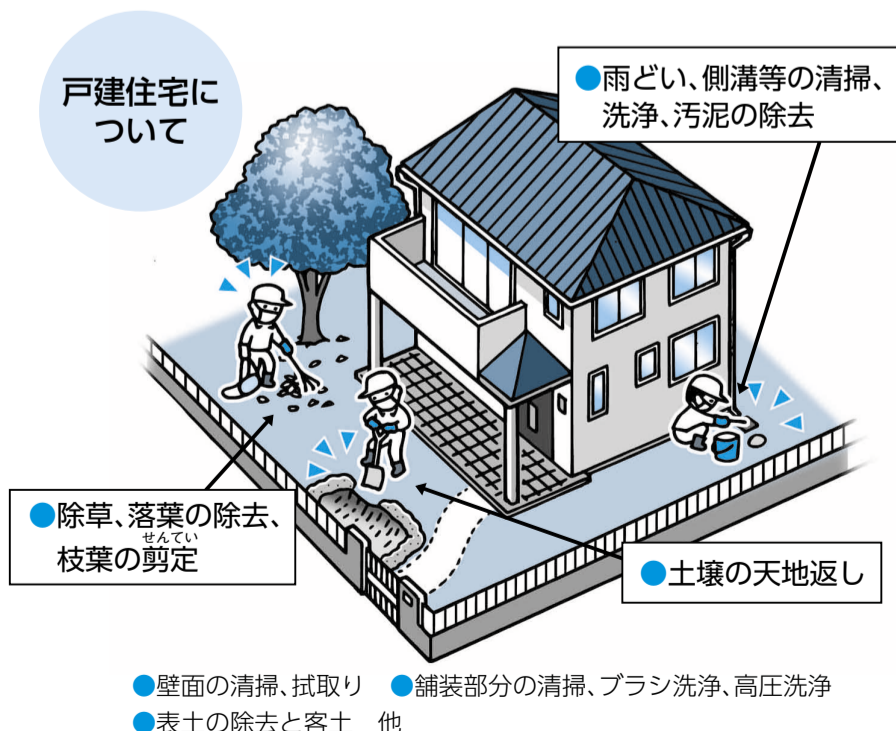
ただし、「松戸市除染実施計画」における子どもの生活空間を優先する考えに基づき、小学生以下の子どもがいる住宅については、放射線量の測定結果に応じて除染を行いますので、該当となる住宅の所有者は書類の提出をお願いします。

市内のその他の地域と比べて平均空間放射線量が低い結果となっていますが、ご心配な方には従来どおり測定器の貸出も行っています。詳しくは8ページをご覧ください。

除染方法について

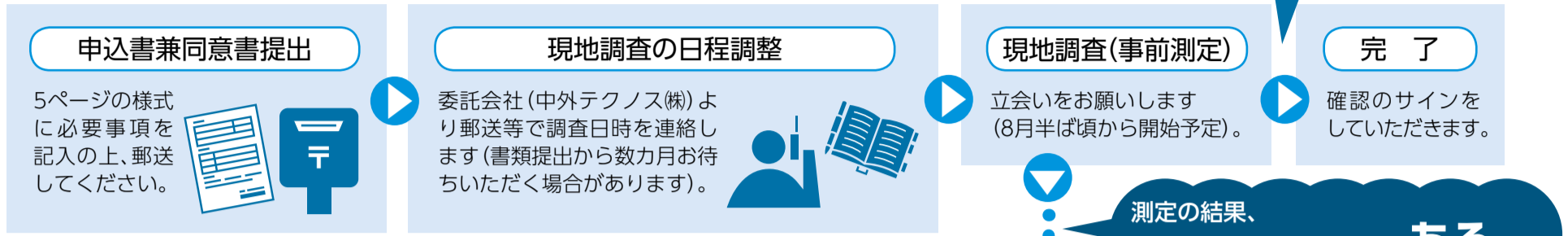
※下記の各除染項目は必ず行うものではありません。

測定後、指標値を上回る箇所について、以下の項目から適切な方法を選択して除染します



除染に関する手続きの流れ

民有地における住宅の除染等の措置を市が実施するにあたり、まずは所定の様式に必要事項を記入の上、お申し込みください。申し込みを受け付け後、市では放射線量の測定や除染作業を実施していきます。



測定の結果、
毎時0.23 μ Sv以上の場所がない場合

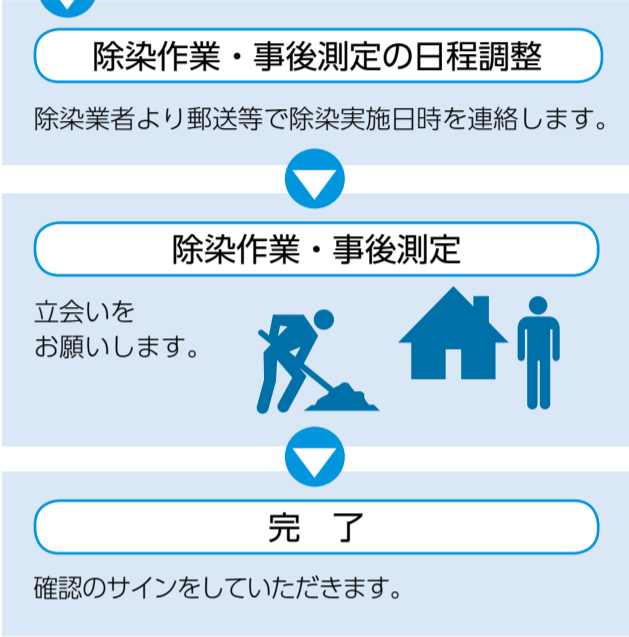
測定の結果、
毎時0.23 μ Sv以上の場所がある場合

手続きの詳細について

提出書類:住宅の除染測定申込書兼同意書(5・6ページ)
提出先:〒270-8790 千葉県松戸市新松戸3丁目271番地神谷第一ビル3F
 中外テクノス(株)松戸事務所 松戸市民有地除染測定受付係
提出方法:郵送のみ
提出期間:平成24年7月30日(月)~平成24年9月30日(日)[消印有効]
注意事項:※測定および除染は市が委託して行います。市民の皆さんの費用負担はありません。
 ※転入者は、平成24年10月1日以降も受け付けますが、早めの提出をお願いします(最終受付:平成25年2月28日(木)消印有効)。
 ※測定は先着順ではありません。
 ※書類の受け付けおよび現地調査は、市から委託を受けた中外テクノス(株)が行います。中外テクノス(株)はプライバシーマークの付与も受けており、個人情報の保護に取り組んでいます。

申込書兼同意書の送付・測定に関するお問い合わせ

松戸市民有地除染測定受付係(委託会社:中外テクノス(株))
☎047-309-3001 ✉ jyosen-sokutei@chugai-tec.co.jp
 それ以外の除染に関するお問い合わせ 放射能対策課☎047-704-3994



Q & A

申し込みについて

- Q** 電話・FAX・Eメールで申し込みますか
- A** 書類への署名・押印が必要なため、電話・FAX・Eメールでの申し込みはできません。郵送によりお申し込みください。書類の様式および封筒は5・6ページに折り込んでいますのでご利用ください。
- Q** 先着順ですか
- A** 測定および除染の順番は、小学生以下の子どもが居住しているか、市内における放射線量の高低などを総合的に考慮しながら、順番を決定しますので、先着順ではありません。なお、順次測定を開始しますが、地域によっては、書類の提出から測定日のお知らせまで数カ月かかる場合もあります。
- Q** 誰が申し込むのですか
- A** 以下の表を参考にお申し込みください。

区分	申込者
戸建住宅(持家)	所有者
戸建住宅(貸家)	所有者または居住者
集合住宅(分譲)の共用部分	管理組合
集合住宅(賃貸)の共用部分	所有者
集合住宅(分譲・賃貸)の専用庭	専用庭居住者

住宅の所有者と居住者が異なる場合は、松戸市職員または松戸市が委託した業者が敷地内へ立ち入ることおよび放射線量の測定や除染を実施することについて、申込者以外の所有者や居住者からも同意を得てください。また、関係する管理規約や賃貸借契約の内容をご確認いただき、市が放射線量の測定や除染作業を実施することに支障がないことを確認した上でお申し込みください。 ※集合住宅の共用部分については、個々の住宅から申し込むことはできません。

- Q** 費用は無料ですか
- A** 本号でご案内している手続きにのって実施する放射線量の測定および除染については、皆さんの費用負担はありません。 ※芝生の除去等を行った後の原状回復(芝生の張替え等)については、市では実施しません。ご了承ください。

除染対象について

- Q** 小学生以下の子どもに小学生は含まれますか
- A** 含まれます。
- Q** 松戸市に住民登録は無いが、除染実施区域内に所有する住宅がある場合は、除染対象となりますか
- A** 当該住宅に居住している方がいる場合は、除染の対象となります。空き家の場合は、除染の対象となりません。なお、除染実施区域外にある住宅であっても、小学生以下の子どもが居住していれば、除染の対象となります。
- Q** 孫が自宅に遊びに来るが、「子どもがいる住宅」という扱いになりますか
- A** 今回の除染における「子どもがいる住宅」とは、小学生以下の子どもが居住している住宅を指します。子どもが居住しておらず遊びに来るのみの場合は、「子どもがいる住宅」という扱いにはなりません。

- Q** 国・県の宿舍やUR都市機構の住宅なども市が除染を実施しますか
- A** 放射性物質汚染対処特措法において、国有地や県有地はそれぞれ所管する国や県が除染実施者となり、除染等の措置をすることとなっています。また、UR都市機構を含む独立行政法人や国立大学法人が管理する土地についても、各法人が除染等の措置を行うこととなっております。

除染箇所について

- Q** 私道は除染してくれますか
- A** 現在、私道は除染の対象としていません。
- Q** 集合住宅の専用庭は除染してくれますか
- A** 除染実施区域内にある集合住宅の専用庭や小学生以下の子どもが居住している部屋の専用庭は、除染の対象です。専用庭がある部屋の居住者は、お申し込みください。ただし、集合住宅のベランダは原則として除染の対象としておりません。

除染方法について

- Q** 必ず除染してくれますか
- A** 環境省の除染関係ガイドラインにのって、まずは、放射線量を測定した上で、1m(子どものいる住宅は50cm)で毎時0.23 μ Sv以上の箇所について除染を実施します。放射線量の測定結果によって、除染を実施しないこともありますので、ご了承ください。
- Q** どのように除染するのですか
- A** 放射線量の測定の結果、毎時0.23 μ Sv以上の箇所について、環境省の除染関係ガイドライン等にのって、除染を実施します。主な除染方法は2ページをご参照ください。 ※除染が現実的に困難な箇所については、除染実施の可否を個別に判断させていただきます。

その他

- Q** 松戸市内は除染が必要なほど危険な状況なのですか
- A** 放射線による人体への影響については、専門家の間でも意見がわかれており、安全を判断する統一的な基準は示されていません。そのようななかで、市として、市民の皆さんのより安全で安心な暮らしのため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、今回の除染等の措置を実施していきます。
- Q** 除染により除去した土壌は引き取ってもらえますか
- A** 市が除染を実施する際には、除去土壌が発生しない方法(天地返し)を行うことを原則としています。なお、既に発生している除去土壌等がある場合は、安全に配慮の上、現場で埋設等の処置をします。
- Q** 一度除染を実施した箇所を再度除染してもらうことは可能ですか
- A** 除染は高さ1m(子どものいる住宅は50cm)で毎時0.23 μ Sv未満に下げることが目標に行いますが、除染が現実的に困難な箇所については、国等との協議の上、個別に判断させていただきます。

各施設の除染の進捗状況

市では、「松戸市除染実施計画」に基づき、各施設においてさまざまな低減対策を講じてきました。これまでの主な子ども関係施設の除染の実施状況をお知らせします。 ※数字は7月13日現在のデータです

子ども関係施設の除染目標：地上50cmで毎時0.23μSv未満

保育所・幼稚園

約65%の園で園庭除染が完了しています
残りの園についても今年8月末に100%を目指して進行中です

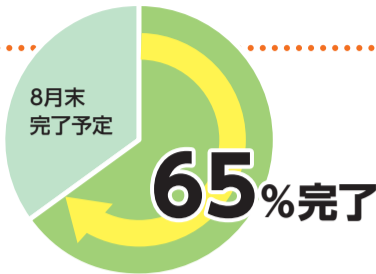


市職員による保育所の除染(平成23年8月)

市立保育所では、昨年度すべての保育所で低減対策を実施しました。今年度はより詳細に測定し、基準値を上回る箇所を除染しています。

民間保育園・私立幼稚園では、昨年度は放射線対応に係る補助金制度等により、各園の対策を支援してきました。今年度より市が実施主体となって低減対策をさらに推進しており、8月末の除染完了を目標に現在進行中です。

●園庭の除染が完了している割合



公園

昨年12月より順次除染を実施しています

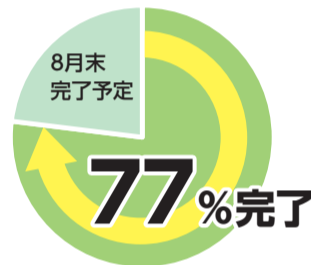
市が管理している約350カ所の公園では、昨年度より低減対策に取り組んでいます。現在は、各公園において砂場や遊具下の除染が終了し、広場の



各公園では看板を立てて除染結果を公表しています

表面切除や天地返し等による除染を行っています。8月末に全ての公園の広場の除染を完了することを目標としています。

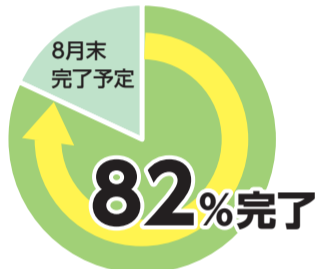
●測定したポイントのうち、除染目標を達成した割合



市立小・中・高等学校

約82%の小学校で校庭の除染が完了しています

●校庭の除染が完了している小学校の割合



市立小・中・高等学校は8月末の除染完了を目指し、現在も進行中です。小学校では、昨年10月から線量の高い場所を対象に、部分的な除染作業を行ってきましたが、今年4月より対象範囲を校地内全体に拡大させ、現在は小学校全44校のうち36校で校庭の除染が完了しています。また、継続的なモニタリングを行っており、市のホームページ等で公表しています。



除染業者による小学校校庭の除染

市内の定点観測地点の空間放射線量の推移

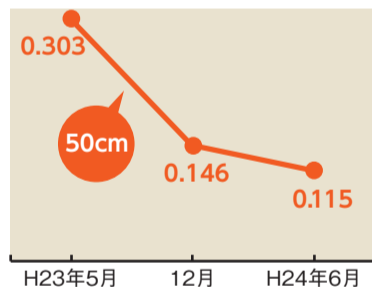
最新の測定結果については、市のホームページ・まつどニュース等で公表しています。

市では、福島第一原子力発電所の事故後、近隣市町村に先駆け、昨年5月23日より市独自の放射線量測定を実施してきました。当初より実施してきた定点の測定値の推移をお知らせします。

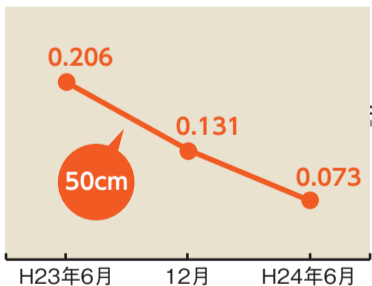
定点測定は2週間に1回、公共施設において、各施設の代表地点を定め、同じ場所・高さ(5cm・50cm・100cm)で継続して測定しました。各施設で、初回の測定値より線量が12~78%減少しています。要因としては、**低減対策による効果や半減期等による自然的現象の両方**が考えられます。

なお、平成24年7月より定点観測地点の見直しを行いました。除染後の空間放射線量の推移を観測する地点を一部残し、新たに空間放射線量の自然減少の監視を目的として、観測地点を追加しました。

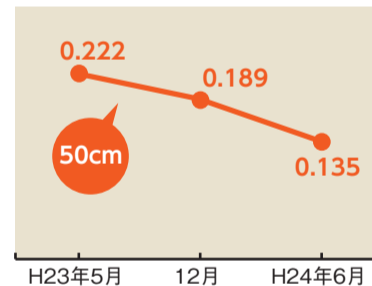
小金北保育所



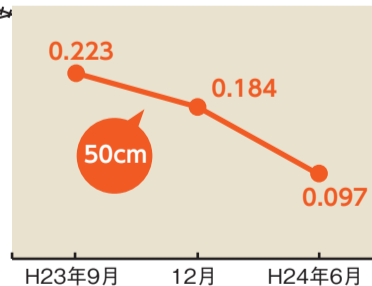
矢切小学校



六実保育所



中内公園



地点	初回測定日・線量(μSv)	最新測定日・線量(μSv)	減少率
① 古ヶ崎保育所	平成23年5月23日 0.257	平成24年6月25日 0.143	44%
② 小金北保育所	平成23年5月23日 0.303	平成24年6月25日 0.115	62%
③ 小金原保育所	平成23年5月23日 0.195	平成24年6月25日 0.101	48%
④ 八柱保育所	平成23年5月23日 0.275	平成24年6月25日 0.114	59%
⑤ 牧の原保育所	平成23年5月23日 0.185	平成24年6月25日 0.102	45%
⑥ 六実保育所	平成23年5月23日 0.222	平成24年6月25日 0.135	39%
⑦ 矢切小学校	平成23年6月6日 0.206	平成24年6月25日 0.073	65%
⑧ 東部小学校	平成23年6月6日 0.255	平成24年6月25日 0.137	46%
⑨ 上本郷第二小学校	平成23年6月6日 0.326	平成24年6月25日 0.093	71%
⑩ 新松戸西小学校	平成23年6月6日 0.387	平成24年6月25日 0.114	71%

地点	初回測定日・線量(μSv)	最新測定日・線量(μSv)	減少率
⑪ 松戸中央公園	平成23年6月6日 0.409	平成24年6月25日 0.088	78%
⑫ 21世紀の森と広場(コンクリート)	平成23年6月6日 0.375	平成24年6月25日 0.168	55%
⑬ 21世紀の森と広場(土)	平成23年9月14日 0.257	平成24年6月25日 0.138	46%
⑭ 二三ヶ丘公園	平成23年9月14日 0.224	平成24年6月25日 0.136	39%
⑮ 松飛台公園	平成23年9月14日 0.168	平成24年6月25日 0.148	12%
⑯ 中内公園	平成23年9月14日 0.223	平成24年6月25日 0.097	57%
⑰ 北部小学校	平成23年6月21日 0.284	平成24年6月25日 0.080	72%

※全て、施設の中央付近地上50cmの測定値。

記入例を参考に記入してください

- 太枠内は必ず記入してください ●申込書兼同意書に記入漏れ・不備がある場合は、再提出をお願いすることがあります
- 提出方法は、郵送のみとなります ●放射線量の測定や除染には申込者等の立会いが必要です



住宅の除染測定申込書兼同意書

(宛先) 松戸市長

※誰が申込者となるかについては、3ページのQ&Aを参考にしてください[集合住宅の共用部分については、個々の住宅から申し込むことはできません]。

I. 放射線量の測定および除染を申し込む住宅について

住宅の種類	<input type="checkbox"/> 集合住宅(分譲) <input type="checkbox"/> 戸建住宅(持家) <input type="checkbox"/> 集合住宅(賃貸) <input type="checkbox"/> 戸建住宅(貸家) <input type="checkbox"/> 集合住宅(専用庭)	住宅の所在地	(〒) 松戸市
敷地面積	約 m ²	敷地内の設備	集合敷地内のプレイロット(小公園)の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 転入日 平成24年9月1日以降に転入した人は記入してください 平成 年 月 日

II. 申込者について

以下の i ~ ii のうち該当する住宅の種類ごとに必要事項を記入してください

申込者	i	集合住宅(分譲)	管理組合名	代表者名	ふりがな	代表者部屋番号
	ii	集合住宅(賃貸) 集合住宅(専用庭) 戸建住宅(持家) 戸建住宅(貸家)	住所	(〒) 氏名(法人名)	ふりがな	

※戸建住宅(貸家)や集合住宅における専用庭については、管理規約や賃貸借契約の内容を見て、市が放射線量の測定や除染作業を実施することに支障がないことを確認した上でお申し込みください。

III. 連絡方法・立会い可能日について

希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール	電話番号	()	FAX	()
立会いが可能な曜日	都合の良い曜日に○を記入してください(補足があれば余白にご記入願います) 月 火 水 木 金			Eメール	@

IV. 子どもの居住について

(書類提出日時点で)小学生以下の子どもが居住していますか	<input type="checkbox"/> 居住していない <input checked="" type="checkbox"/> 居住している	子どもの氏名	一番年齢の低い子どもを代表として記入してください	子どもの生年月日	平成 年 月 日生
------------------------------	--	--------	--------------------------	----------	--------------------

V. 測定や除染方法について気になることがあれば記入してください

◆同意項目	はい	いいえ
①以下に記載されている個人情報の取り扱いに同意します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②放射線量の測定や除染作業のために、住宅の敷地内に、松戸市職員または松戸市が委託した業者が、立ち入ることに同意します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③測定の結果、所定の高さで毎時0.23μSv以上の箇所を、松戸市が委託した業者が除染作業を実施することに同意します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆同意書提出前確認事項	はい	いいえ
④居住者に小学生以下の子どもはいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤除染実施区域に該当していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥現在居住している人がいる住宅ですか(空家ではありませんか)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦(住宅の居住者と所有者が異なる場合のみ)を記入してください)申込者以外の居住者や所有者は、松戸市職員または松戸市が委託した業者が敷地内へ立ち入り、放射線量の測定や除染作業を実施することに同意していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本紙に記載した内容に誤りがないことを確認の上、市が実施する放射線量測定および除染について申し込みます。		
平成 年 月 日 (自署)	(印)	

以下に該当する場合、放射線量の測定に伺えませんので、ご注意ください。

- ①②⑥⑦のいずれかが「いいえ」の場合 ●④⑤がともに「いいえ」の場合

【個人情報の取り扱いについて】住宅の除染測定申込書兼同意書に記入いただいた個人情報は、安全かつ厳密に管理します。お預かりした個人情報は、除染等の措置等を円滑に進めていくため、松戸市、松戸市から現地調査等の委託を受けた中外テクノス(株)および市から委託を受ける除染業者の間で必要に応じて共有させていただきます。それ以外の目的で所有者等の同意なく第三者に提供することはありません。なお、「住宅の除染測定申込書兼同意書」の記載内容に疑義がある場合、市長が住民基本台帳法に基づく記録を確認する場合があります。

6ページを参照の上、封筒の作成をお願いします

6ページを参照の上、封筒の作成をお願いします

戸建住宅用記入例

「集合住宅用記入例」は6ページをご覧ください

該当する箇所に☑を入れてください。

敷地内のおおよその面積を記入してください。

申込者の住所・氏名を記入してください。

希望する連絡方法に☑を入れてください。その連絡方法により測定日時等をお伝えします。

立会いが可能な曜日すべてに○を記入してください。なお、補足事項がある場合は、余白に記入してください。

小学生以下の子どもが居住しているかどうか☑を入れてください。

同意項目①②とともに同意していただかないと測定を実施できません。

同意書提出前確認事項⑥が「いいえ」の場合、除染対象となりませんのでご注意ください。

住宅の所在地を記入してください。

日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

「FAX」や「Eメール」での連絡を希望する場合に記入してください。

小学生以下の子どもが居住している場合のみ、代表として一番年齢の低い子どもの氏名および生年月日を必ず記入してください。

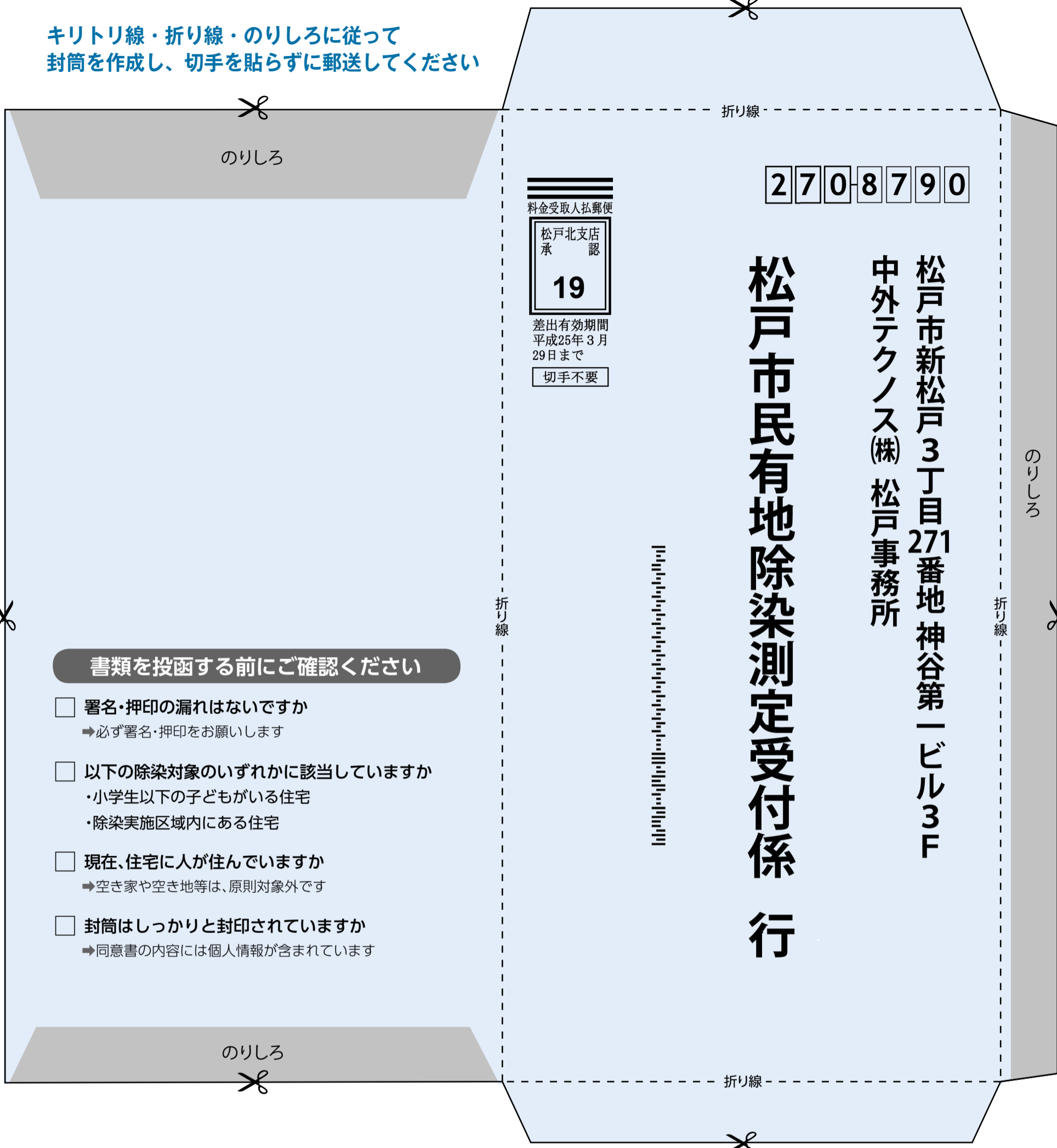
特に気になることがなければ記入不要です。

同意書提出前確認事項④⑤がともに「いいえ」の場合、除染対象となりませんのでご注意ください。

住宅の居住者と所有者が異なる場合は必ず記入してください。

日付の記入・署名・押印を忘れないようお願いします

キリトリ線・折り線・のりしろに従って
封筒を作成し、切手を貼らずに郵送してください



書類を投函する前にご確認ください

- 署名・押印の漏れはないですか
→必ず署名・押印をお願いします
- 以下の除染対象のいずれかに該当していますか
・小学生以下の子どもがいる住宅
・除染実施区域内にある住宅
- 現在、住宅に人が住んでいますか
→空き家や空き地等は、原則対象外です
- 封筒はしっかりと封印されていますか
→同意書の内容には個人情報が含まれています

集合住宅用記入例

「戸建住宅用記入例」は5ページをご覧ください

該当する箇所に☑を入れてください。	<p>I. 放射線量の測定および除染を申し込む住宅について</p> <p>住宅の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅(分譲) <input type="checkbox"/> 戸建住宅(持家) <input type="checkbox"/> 戸建住宅(賃貸) <input type="checkbox"/> 戸建住宅(賃貸) 住宅の所在地 松戸市 根本 387-5 ○○マンション</p> <p>敷地面積 約 ○ ○ m² 敷地内の設備 <input type="checkbox"/> 集合敷地内のプレイロット(小公園)の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 輸入日 平成 年 月 日</p> <p>II. 申込者について</p> <p>以下の一～五のうち該当する住宅の種類ごとに必要事項を記入してください</p> <p>申込者 i 集合住宅(分譲) 管理組合名 ○○マンション管理組合 代表者名 代表者名 松戸太郎 代表者 代表者番号</p> <p>ii 集合住宅(賃貸) 戸建住宅(持家) 住所 氏名(法人名) 松戸太郎</p> <p>III. 連絡方法・立会い可能日について</p> <p>希望する連絡方法 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input checked="" type="checkbox"/> Eメール 電話番号 047(000)0000 FAX ()</p> <p>立会いが可能な曜日 () Eメール 000000 @ 0000000</p> <p>IV. 子どもの居住について</p> <p>希望する連絡方法 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input checked="" type="checkbox"/> Eメール 電話番号 047(000)0000 FAX ()</p> <p>立会いが可能な曜日 () Eメール 000000 @ 0000000</p> <p>V. 測定や除染方法について気になることがあれば記入してください</p> <p>◆同意項目</p> <p>①以下に記載されている個人情報取り扱いに同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>②放射線量の測定や除染作業のために、住宅の敷地内に、松戸市職員または松戸市が委託した業者が立ち入ることに同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>③測定の結果、所定の高さで毎時0.23μSv以上の箇所を、松戸市が委託した業者が除染作業を実施することに同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>④同意書提出前確認事項</p> <p>⑤除染実施区域内に居住していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>⑥除染実施区域内に居住していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>⑦(住宅の居住者と所有者が異なる場合のみを)記入ください。申込者以外の居住者や所有者は、松戸市職員または松戸市が委託した業者が敷地内へ立ち入り、放射線量の測定や除染作業を実施することに同意していますか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>本紙に記載した内容に誤りがないことを確認の上、市が実施する放射線量測定および除染について申し込みます。</p> <p>平成 24 年 ○ 月 ○ 日 (自署) 松戸太郎</p>	住宅の所在地を記入してください。
敷地内のおおよその面積を記入してください。		集合住宅(賃貸)や集合住宅(専用庭)については、下の欄をご利用ください。※集合住宅(賃貸)は、個別に申し込むことができません。
プレイロットがある場合は☑を入れてください。		日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。
集合住宅(分譲)は管理組合名および代表者名を記入してください。		「FAX」や「Eメール」での連絡を希望する場合に記入してください。
希望する連絡方法に☑を入れてください。その連絡方法により測定日時等をお伝えします。		小学生以下の子どもが居住している場合のみ、代表として一番年齢の低い子どもの氏名および生年月日を必ず記入してください。
立会いが可能な曜日すべてに○を記入してください。なお、補足事項がある場合は、余白に記入してください。		特に気になることがなければ記入不要です。
小学生以下の子どもが居住しているかどうか☑を入れてください。		同意書提出前確認事項④⑤がともに「いいえ」の場合、除染対象となりませんのでご注意ください。
同意項目①②ともに同意していただかないと測定を実施できません。		日付の記入・署名・押印を忘れないようお願いいたします。
同意書提出前確認事項⑥が「いいえ」の場合、除染対象となりませんのでご注意ください。		

松戸市放射能対策 総合計画について

～安心して健康的な日々を送れるまちに～

市では、平成24年6月5日に独自の放射能関連計画となる『松戸市放射能対策総合計画』を策定しました。

本計画は、平成24年3月28日に策定した「松戸市除染実施計画」に加え、「食品安全」「廃棄物処理」「健康管理」の各分野において、放射能問題に包括的に対処することを目的として、放射能の不安が解消され、とりわけ子どもたちが、安全な食べ物を摂取し、安全に外で遊び、健康的に過ごすことができる“安心して健康的な日々を送れるまち”を目指すものです。

食品の安全

食品の放射性物質検査を行っています！ **要申込**

市内で生産された農産物、保育所・学校等の給食、水道水等の放射性物質検査を行っています。検査結果は市のホームページ等で公開しています。

また、毎週月・火曜日(祝日を除く)には、市民が自家栽培した農産物の持ち込み検査を行っています。

●持ち込み検査の流れ

- ①農政課に電話(☎366-7328、平日8時30分～17時)で予約
- ②指定された測定日の8時30分～9時30分に農産物を持ち込み
- ③検査結果を2日後に郵送または農政課でお渡しします(郵送希望の場合、80円切手と返信用封筒が必要です)

●対象者 市内在住の人、市内事業者

●対象品目 市内産の販売を目的とした農産物、市民農園・家庭菜園等の自家消費用野菜・果樹等

☎農産物＝農政課☎366-7328

保育所給食＝保育課☎366-7351

学校給食＝保健体育課☎366-7459

水道水＝水道部工務課☎341-0430

廃棄物処理

廃棄物処理問題の解決に向けた取り組みをします！

市では、廃棄物焼却後の灰(飛灰)に国の基準値(8,000Bq/kg)を超える放射性物質が含まれているため、最終処分場への搬出ができず、廃棄物処理施設敷地内に一時保管しています。この量も日々増加し、保管量が限界に近づきつつあり、このままでは廃棄物処理ができなくなることが懸念されます。

このため、焼却時に飛灰の放射性物質が高濃度になる要因の一つとなっている剪定枝や落ち葉を分別して収集し、計画的に焼却量を調整するなどの放射能濃度低減策を講じた結果、低減効果が見られることから今後も引き続き取り組んでいきます。

また、飛灰保管のための安全対策・新たな保管場所の確保等、廃棄物処理が円滑に行えるよう対策を講じるとともに、早期引き取りの実現に向けて国・県へ積極的な働きかけを行っています。

☎環境計画課☎366-7331

健康の管理

放射線専門の医師による放射線に関わる健康相談を行っています！ **要申込**

放射線の影響による健康不安を軽減するため、子育て中・妊娠中の人を対象に市立病院の放射線専門の医師による個別相談を行っています。

●平成24年 健康相談日程表

開催日	時間	会場
8/8～12/12の毎月第2水曜日	14:30～16:30	小金保健福祉センター
8/15～12/19の毎月第3水曜日		常盤平保健福祉センター
8/22～12/26の毎月第4水曜日		中央保健福祉センター

●相談時間 1回約30分(診察・検査はありません)

●対象 市内在住で、中学生以下のお子さんがいる保護者や妊娠中の人

☎希望日の前日までに、電話で保健福祉課保健班(☎366-7486、平日8時30分～17時)へ

東京電力(株)に対し損害賠償請求を行いました

平成24年6月28日に、東京電力株式会社に対し損害賠償請求を行いました。

平成23年度に松戸市が放射能対策に要した総額と国庫補助金等で措置された額の差額を、請求するものです。

また、あわせて東京電力株式会社に対して、「事故の原因者として、市民に謝罪すること」等を書面にて要求しました。

請求金額: 216,534,070円

※総額522,621,435円から国庫補助金等で措置された額306,087,365円を差し引いた額



■平成23年度 放射能対策関連経費実績額

経費区分	執行額	内訳		
		国庫補助金他	東京電力請求分	
			協議済分	今回請求分
1. 測定器購入費	37,964,502円	36,676,364円	0円	1,288,138円
2. 放射能対策補助金	45,925,834円	40,792,137円	0円	5,133,697円
3. 除染対策関係費	198,756,247円	198,391,206円	0円	365,041円
4. 焼却灰対策費	126,533,112円	17,506,250円	0円	109,026,862円
5. 汚泥関係経費	62,426,069円	0円	9,675,222円	52,750,847円
6. 水質調査関係経費	781,200円	740,880円	0円	40,320円
7. 健康対策経費	480,707円	0円	0円	480,707円
8. 食品対策経費	2,542,145円	2,305,306円	0円	236,839円
9. 人件費	47,211,619円	0円	0円	47,211,619円
合計	522,621,435円	296,412,143円	9,675,222円	216,534,070円

問い合わせ一覧

放射能対策課
☎047-704-3994

項目	担当部署	電話番号
空間放射線測定	環境保全課	047-366-7337
剪定枝収集運搬	環境業務課	047-366-7333
健康	保健福祉課	047-366-7485
保育所	保育課	047-366-7351
幼稚園(除染に関すること)	放射能対策課	047-704-3994

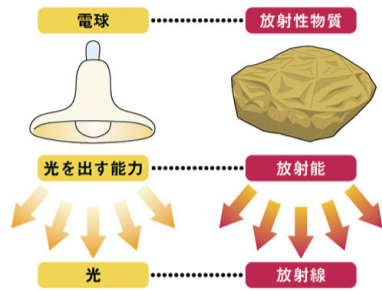
項目	担当部署	電話番号
学校(給食)	保健体育課	047-366-7459
学校(除染等)	教育施設課	047-366-7456
学校周辺側溝	道路維持課	047-366-7358
公園	公園緑地課	047-366-7380
農作物	農政課	047-366-7328
水道水	水道部	047-341-0430



放射能に関する基礎知識

放射線物質とは？

放射性物質とは、放射線を出す能力(放射能)を持つ物質のことです。今回の福島第一原子力発電所の事故で、主に放出された放射性物質は放射性ヨウ素や放射性セシウムです。ただし、放射性ヨウ素の半減期は約8日間で、1年以上経った現状ではほとんど影響はないため、現状は主に放射性セシウム(134・137の2種類)を対象としています。

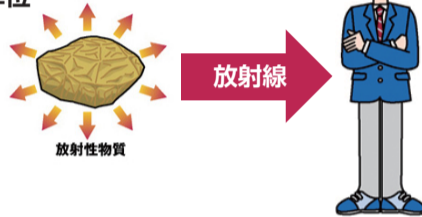


放射線・放射能の単位

ベクレル(Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

1ベクレルとは、1秒間に1つの原子核が壊変(崩壊)*することを表します。
*壊変(崩壊)とは原子核が放射線を出して別の原子核になる現象のことです。



グレイ(Gy)

放射線のエネルギーが物質や人体の組織に吸収された量を表す単位

放射線が物質や人体に当たるともっているエネルギーを物質に与えます。1グレイとは、1キログラムの物質が放射線により1ジュール*のエネルギーを受けることを表します。

*ジュール:エネルギーの大きさを表す単位

シーベルト(Sv)

人体が受けた放射線による影響の度合いを表す単位

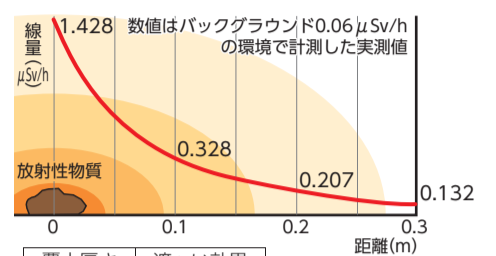
放射線を安全に管理するための指標として用いられます。

出典:文部科学省「中学校生徒用 放射線等に関する副読本」

除染の考え方

距離による放射線量の低減

1カ所にまとまった放射性物質が出す放射線の強さは、距離の2乗に反比例し、放射性物質からの距離をとればとるほど、放射線量は低減します。



遮へいによる放射線量低減

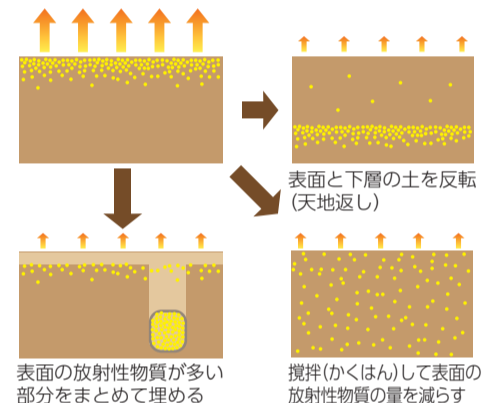
土をかぶせることによる放射線の遮へい効果は右表のとおりです。1カ所に集中して埋められない場合は、コンクリート平板等で囲う方法によりほぼ同等の効果を得られます。

覆土厚さ	遮へい効果
5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

出典:原子力災害対策本部「市町村による除染実施ガイドライン」
ホームセンターなどで売っているコンクリート平板やブロックで囲うことでも遮へい効果があります

土の中に埋設する方法

土面に降下した放射性物質は、地表数cmのところにとそのほとんどが留まっており、空間の放射線量に影響しています。それらの放射性物質を取り除き、土の中に埋設する方法はいくつかあります。一般住宅の場合、雨どい下などの1㎡程度までの範囲の除染は、その場での天地返しが行える方法です。



測定器貸出について

- 貸出機器: HORIBA PA-1000Radi(ラディ)
- 貸出対象: 市内在住者、市内に土地や家屋を有する者、町会、自治会、市内に事業所を持つ法人(敷地内でご使用ください)
- 費用: 無料
- 貸出場所: 市役所および各支所
- 貸出日: (市役所) 平日および一部の土・日曜日、祝日
※土・日曜日、祝日の貸出日は予約件数に応じて決定します。(支所) 平日のみ
- 貸出時間: (市役所・支所共通) 9時~10時
- 返却時間: (市役所) 貸出日の16時30分まで
※金曜日の貸出のみ翌月曜日の16時30分まで(支所) 貸出日の16時まで
- 予約方法: 予約ダイヤルでご予約いただいてから、翌日以降の貸出となります。
※当日の貸出予約は、原則として受け付けていません。

市役所(本庁)の貸出を拡大します

これまでは貸出日当日に返却でしたが、8月より**金曜日貸出~翌月曜日返却(4日間)の貸出が可能**となります。
※月曜日が閉庁日の場合は翌開庁日の返却となります
※月~木曜日は従来どおり当日中の返却となります



測定器
貸出予約
ダイヤル

☎047-704-3994

(放射能対策課直通、平日8時30分~17時)

※測定器貸出予約ダイヤルの番号が変更になりました。
※番号のお掛け間違いにご注意ください。

○私有地測定受付終了のお知らせ

市職員を派遣して行う個人宅等の放射線量測定は、民有地(住宅)除染のための現地調査(事前測定)開始に伴い、受付を終了しました。ご了承ください。

不当表示や除染をかたる詐欺にご注意

除染をかたる詐欺にご注意ください

市は、測定や除染作業を業者に委託しますが、事前に連絡することなく市の指示で業者が自宅へ測定や除染に向うことはありません。
(注意)「個人で除染を行った場合でも、領収書やレシートがあれば、市が後日費用を負担する」ということはありませんので、ご注意ください。



根拠なく「放射性物質完全除去」などとうたい、消費者を誤認させる広告にご注意ください

インターネット広告などで、科学的な根拠があるかのように効能・効果をうたっている、裏づけとなる客観的事実が乏しい場合もあります。

消費者も、業者の広告のみをうのみにせず、その内容が、実際に行った試験結果等に基づくものか、また客観的に実証されたものであるかなどを、専門機関へ問い合わせる等して、十分に検討しましょう。

■不審に思ったら

上記の例のような、不審に思われる事例がございましたら、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター ☎047-365-6565 (平日8時30分~16時)